

四街道市芸術文化振興助成金交付手続

芸術文化振興事業に対し(市芸術文化振興助成金交付要綱に基づき)助成金を交付いたします。

- ・芸術文化振興助成金は交付手続①～⑦のとおりです。
- ・具体的な手続及び留意点については、次ページ以降に記載していますので必ずご覧ください。なお、事務手続に不明な点がある場合はあらかじめご相談ください。

芸術文化団体等		四街道市教育委員会 文化・スポーツ課
	案内 9月1日号市政だより掲載	
助成金交付要望書 ①	提出《9月30日まで》 →	審査 社会教育委員会議 《11月下旬》
	← 通知 《12月中旬》	② 助成金交付承認通知書
助成金交付申請書 ③	申請《4月30日迄》 →	
	← 通知 《5月中旬》	④ 助成金交付決定通知書
	事業実施	
助成金実績報告書 ⑤ 添付資料	提出《事業終了1か月以内》 →	審査
助成金交付請求書	← 通知	⑥ 交付確定通知書
	← 支払《振込》	⑦ 助成金の交付

①芸術文化団体等は、提出期限までに「助成金交付要望書」を提出してください。

②「助成金交付要望書」の内容を市社会教育委員が審査し、助成対象活動として内定した活動について「助成金承認通知書」により通知いたします。

③芸術文化団体等は、「助成金承認通知書」を受理した後、当該助成対象活動を行う場合は、提出期限までに「助成金交付申請書」を提出してください。

④「助成金交付申請書」の内容を審査し、特別に問題がない場合は「補助金交付決定通知書」により通知します。

⑤芸術文化団体等が「助成金交付決定通知書」の内容に同意し、当該助成対象活動を行った場合は、提出期限までに「助成金実績報告書」、「添付資料」及び「助成金交付請求書」を提出してください。

⑥「助成金実績報告書」の内容を審査し、特に問題のない場合は、助成金額を確定し、「交付確定通知書」により通知します。

⑦「助成金交付請求書」の受理後、確定した助成金を交付します。

I. 助成金対象

1.対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに行う事業。

2.対象者

芸術文化に関する活動をしている市民団体

3.対象事業

対象者が行う、文化、芸術、民俗芸能等に関する公演・展示その他、公益性の高い活動

■企画事業(助成金を初めて受けようとする事業を含む)

■記念事業、周年事業(定期的に行われている事業は除く、おおむね10周年)

※特例として、対象者が出演せず、鑑賞のみの公演活動や企画制作等の活動は条件が付きます。

4.開催地

基本として、四街道市の区域内での開催。特別な理由がある場合は、隣接する市の区域での開催を承認する。

5.対象経費

■対象経費については、芸術文化助成金交付要綱 別表(第3条第1項)を参照下さい。

■公演等に直接的な経費とならないものについては全て対象外経費とします。

●主催団体の会員に支払われる経費(賃金、謝金、手数料、委託料、交通費)

●主催団体又は個人の所有となる備品(楽器、楽譜、衣装、事務機器等)

●事業に直接関わる経費(リーハーサル・ゲネプロ)を除く練習会使用料、講師料

●事業実施前の準備に係る打合せ経費及び食料費

●出演者及び指導者等に対する花束やお土産など、謝金とは別に謝意を表すものの経費

6.助成金の金額

■企画事業---1事業50万円を上限

■記念事業、周年事業---1事業20万円を上限

◆四街道市内.....助成対象経費総額の2分に1以内の額

◆市に隣接する市.....助成対象経費総額の4分に1以内の額 (特別な理由がある場合のみ)

※特別な理由とは、国・県・各市町村等公共団体より依頼があった場合である。

◎四街道市教育委員会助成事業(芸術文化振興)の表示

助成金の交付内示を受けた事業については、ポスター、チラシ、プログラム、図録等に『四街道市芸術文化振興助成金交付事業』である旨記載をお願いします。

なお、チラシ・プログラムなどの印刷物に、内定を受けた団体等が、助成対象活動の「主催者」であることを必ず明記してください。

Ⅱ.助成金交付の事務手続

1. 芸術文化振興助成金交付要望書の提出

■提出物

助成金交付要望書……………1部

(助成金交付要望書・収支予算書・事業説明書、会則、会員名簿)

■提出期限

4月1日よりの活動事業助成であり、市社会教育委員により審査するため**9月30日**までに提出をお願いします。

■助成金交付要望書作成の留意点

実際に行われる助成対象活動の実態に即して作成してください。

(事業説明書に公益性に即した内容を詳細に記入して下さい。)

■提出方法

文化・スポーツ課へ持参 ※事業内容について説明できる方が、お越しく下さい。

2. 芸術文化振興助成金交付申請書の提出

助成金要望書を提出後、助成金交付承諾通知書を受理された芸術文化団体代表者は下記要件に沿って申請して下さい。

■提出物

助成金交付申請書……………1部(助成金交付申請書、収支予算書、事業計画書)

なお、すでにパンフレット、チラシを作成されている場合は添付してください。

■提出期限

芸術文化振興助成金交付要綱では、**4月30日まで**市長に提出となっておりますので、延滞することなく提出をお願いします。

■提出方法

文化・スポーツ課へ持参又は郵送で提出してください。

■芸術文化振興助成金交付申請書作成の留意点

先に提出した「助成金交付要望書」との内容に基づき、実際に行われる助成対象活動の実態に即して作成してください。

■助成対象活動の内容や収支予算等に変更が生じる場合の留意点

助成金対象活動の内容や収支予算等に変更が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。

※内容変更があった場合は変更理由書(用紙はA4サイズ)を提出ください。

変更の内容によっては、助成金を交付しないことや減額することがあります。

Ⅲ.助成活動事業完了後の事務手続

「芸術文化振興助成金実績報告書」及び「芸術文化振興助成金交付請求書」は、助成対象事業完了後にご提出ください。

1. 実績報告書及び交付請求書の提出

■提出物

・実績報告書……………1部(事業報告書、決算書)

必ず貼付する資料:契約書(写し)、事業領収書(写し)、チラシ、ポスター、プログラム

その他の添付資料:図録等の印刷物、新聞、雑誌等の掲載記事、写真等の記録物

■提出期限

・実績報告書は、助成活動完了日(事業費精算完了後)から1か月以内(実績報告書)にご提出ください。

・助成金交付請求書は、助成金交付確定通知書を受理後にご提出ください。

2. 助成金の支払

助成金額の確定を行った後、「助成金交付請求書」に基づいて指定の口座に振込みます。

V.問い合わせ先

〒284-0003 四街道市鹿渡2001-10

四街道市教育委員会文化・スポーツ課 文化振興係

TEL 043-424-8934

fax 043-424-8923

E-mail ysports@city.yotsukaido.chiba.jp